

組合員の皆さんへ

生活クラブ生活協同組合都市生活 理事会

日本のNGOによる外務省への要請文

『イスラエル・パレスチナにおける武力行為の即時停止への働きかけを求めます』
『国際会議における「即時停戦」への働きかけ、メッセージの発信を』に賛同します

すでに報道されている通り、現地時間の11/7時点で、イスラエル、ガザ双方の死者は1万1千人を超えており、ガザ地区の難民キャンプや医療機関も空爆されるなど多数の民間人が攻撃により犠牲になっています。これ以上多くの生命が奪われ、傷つけられることがあってはなりません。

今回、爆撃、地上戦が展開されているのはガザ地区ですが、消費材の「パレスチナオリーブオイル」(提携生産者:オルター・トレード・ジャパン)の海外パートナーであるPARC(パレスチナ農業開発センター)、UAWC(パレスチナ農業復興委員会)にオリーブを出荷している生産者が居住するヨルダン川西岸地区も、今回のガザの軍事衝突に便乗する形で、イスラエルの入植者から銃で撃たれ、4人の生産者が殺害されたという報告が入っています。今、まさにオリーブの収穫シーズンですが、人の移動、水の供給が著しく制限されており、自分の畑にも収穫に行けていない状況です。10/13にはUAWCスタッフ、イスラム・アリさん(31歳)がイスラエル軍空爆により亡くなるという悲報も届きました。

パレスチナ支援に携わる日本のNGO団体が10/11と11/6の2度、外務大臣に要請文を提出しました。平和国家をうたい、またイスラエルおよびパレスチナ双方の友好国、かつG7議長国および安全保障理事会の非常任理事国として「即時停戦」の実現を担える立場である日本国の外務大臣に対して要請したものです。

生活クラブ生活協同組合都市生活はこの声明に賛同し、我々も国際社会の一員として、パレスチナを見捨てず関心を持ち続けることを組合員に広く呼びかけます。この後の予定として、直接現地に届けるカンパ取り組みの組合員呼びかけを計画しています。カンパ取り組みについては、別途お知らせします。

*11/6の要請文へは、個人賛同もできます。→→→→→



消費材への結集を強めよう!

49 週号、51 週号でパレスチナオリーブオイルを利用しよう!

オリーブはパレスチナの人々の貴重な生活の糧です

パレスチナオリーブオイル <273g> 1,406 円(税込) 原産国:パレスチナ自治区

●●オリーブ生産者マフムドさんのコメント(39週号食べるカタログ記事より抜粋)●●

イスラエルの占領により水源が制限されているため農業用水が限られているなど苦勞もあります。もともとイスラエルの検問所があり、移動に制限があるので自分の畑に自由に行くこともままなりません。代々続けてきた農業が大好きでこれからも続けていきたいと思っています。日本の皆様がパレスチナのオリーブオイルを購入してくださることが、私たちオリーブ農家の助けになります。

調理例
234

パレスチナオリーブオイル

273g

1,302円(税込1,406円)

薬品を使用せず遠心分離で搾油したエキストラバージンオイル。
原産国:パレスチナ自治区。899kcal、0g/100g (純オルター・トレード・ジャパン)

調剤:奥野一雄



【10/11日本のNGOによる要請文】

上川 陽子 外務大臣

イスラエル・パレスチナにおける武力行為の即時停止への働きかけを求める

イスラエルとパレスチナ・ガザ地区において10月7日に始まったガザ側からのロケット弾と、イスラエル側からのミサイルの応酬は未だ止むことがなく、双方の市民に多数の死傷者が出る事態となっています。現地時間の10月10日時点で、イスラエルでは900名以上(イスラエル政府の発表)、ガザでも900名(ガザ保健省の発表)が死亡し、負傷者はイスラエル・ガザともに数千人を超えています。ガザを実効支配するハマスの戦闘員がイスラエル側に侵入して銃撃などによる攻撃を行い、多くの人々が犠牲になりました。また、多数のイスラエル市民や外国人、兵士を人質にとるなどしています。これらハマスの一連の行為に対し、イスラエルのネタニヤフ首相は「戦争状態にある」と宣言し、7日夕方から大量のミサイルをガザ地区に向けて発射しています。国際人道法で禁止されている医療施設への攻撃も行われ、医療従事者も亡くなっています。

私たちパレスチナで活動する日本のNGOはこうした状況を受け、双方の犠牲者を心から悼んでいます。そして、あらゆる暴力行為、特に多くの市民を無差別に攻撃する暴力行為を、国際人道法違反として強く非難し、双方の武力行為の即時停止を求めます。また、これらの状況を踏まえ、以下を日本国外務大臣に要請します。

- 1) あらゆる外交的手段を用いて、当事国、国連安全保障理事会、中東カルテット(国連、米国、ロシア、EU)、或いはアラブ諸国が歩調を合わせて調停に乗り出すよう働きかけるなど一刻も早い停戦に向けた日本政府としての最大限の外交努力を求めます。
- 2) 封鎖されているガザでは、特に水・食料・医療品といったライフラインの供給がない状態は絶対に避けなければなりません。被災者への一刻も早い救援に向けて、人道的停戦をイスラエル・ハマスの双方が受け入れるよう働きかける外交努力を求めます。

「天井のない監獄」と呼ばれるガザ地区は2007年以来イスラエルにより軍事封鎖され、1平方キロメートル当たり6千人が暮らす世界でも有数の人口密集地です。そうした中で昼夜問わず行われる空爆から、ガザの市民は安全な場所に逃げる手段もありません。ミサイルの音や光、恐怖により、人々は文字通り地獄のような日々を過ごしています。国連の報告では、10月9日時点でガザでは137,000名を超えるパレスチナ人が、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)の学校などより安全な建物への避難を余儀なくされていますが、それでも100%の安全が確保されているわけではありません。そして、イスラエル国営の電力会社はガザ地区への電力供給を停止し、10日にはインターネットも遮断されたと聞きます。またガザへ入るための検問所は封鎖され、水や食料、医療品の搬入も厳しく制限されています。悲しいことに、こうした状況はガザでは数年毎に起きています。

なお、10月8日に発出された外務大臣談話「イスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突について」(※)の第4項で「我が国は、これ以上の被害が生じないよう全ての当事者に最大限の自制を求めます」と言及されたことを、私たちは評価します。いかなる場面においても暴力の行使による解決は許されるものではなく、私たちは双方のあらゆる暴力行為に反対し、暴力行為を助長する行動や、暴力行為自体の即時停止を求めるものだからです。

(※)https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page7_000099_00001.html

そして、私たちはイスラエルおよびパレスチナだけでなく、各国政府などと友好関係を有する日本政府に対し、双方の政府や関係各所へ今すぐ暴力の連鎖を停止するよう具体的な働きかけを一層強めることを求めます。さらに、長年抑圧されてきたガザの状況を踏まえて、パレスチナ問題の本質的解決へ向けた一層の外交努力がなされることを要請します。

2023年 10 月 11 日

特定非営利活動法人国境なき子どもたち / 特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター
特定非営利活動法人パルシク / 特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン (五十音順)

【11/6日本のNGOによる要請文】

上川 陽子 外務大臣

国際会議における「即時停戦」への働きかけ、メッセージの発信を

10月11日に「日本のNGOによる外務省への要請文:イスラエル・パレスチナにおける武力行為の即時停止への働きかけを求めます」を提出してから3週間以上が過ぎましたが、ガザ側からのロケット弾の発射とイスラエル側からの激しいミサイルや砲撃による攻撃は今なお続いています。加えてイスラエルは陸海空と3方向からガザ地区内への侵入を進め、ガザへの無差別攻撃を行っています。その結果、4,008名の子どもを含む9,770名のガザ市民の尊い命が失われました。また、ハマスに捕らえられたとされる30名の子どもを含む242名の人質も未だに解放されていません(数字はいずれも、11月5日現在OCHA発表による)。

さらに、イスラエル側はハマスを壊滅させるという名目のもと、病院、多くの避難者がいる学校、難民キャンプへの空爆を実施、国外へ避難する人が集まるラファ検問所付近や、負傷者が移送される救急車にまでも攻撃を行っています。人々をガザ北部から南部へ強制的に移動させるだけでなく、避難途中の人々すらも攻撃の対象になっています。命綱ともいえる通信手段の断絶、生命維持に必要な病院設備や水タンクの動力源である燃料の搬入さえも拒否しており、これらはすべて自衛権の範疇を超えた「国際人道法違反」にあたります。

一方この間、10月21日以降、わずかながらラファ検問所から医療物資や水・食料などのガザ地区内への搬入が断続的に行われ、11月1日にはガザ内の外国籍保有者や重症を負ったパレスチナ人の一部がエジプト側へ搬送されたことは、各国の外交交渉の成果としてあげられます。しかしながら、運び込まれた支援物資は220万のガザ市民が1日を生き延びるにも及ばない量であり、最も必要とされている燃料が含まれていないことは、生きながらえた命を守ることさえ困難な状態にしています。病院やクリニックの5割近くが、燃料不足あるいは爆撃の被害により機能していません。

このような状況を受け、パレスチナで活動し現地の情勢を注視する私たち日本のNGOは双方の犠牲者を心から悼み、負傷者の一日でも早い回復と、人質の解放を望んでいます。そして同時に、多くの市民を無差別に攻撃する暴力行為を、国際人道法違反として強く非難し、双方の武力行為の即時停止を強く求

めます。一人でも多くの命を救うため、そして必要な緊急支援を一秒でも早く開始するために「即時停戦」が必要不可欠です。

これらの状況を踏まえ、「平和国家」として、またイスラエルおよびパレスチナ双方の友好国であり、G7議長国および安全保障理事会の非常任理事国として「即時停戦」の実現を担える立場である日本国外務大臣に対し、以下を要請します。

1) 関係者およびG7外相会合などにおける「即時停戦」への働きかけ、メッセージの発信

11月7・8日に日本で開催されるG7外相会合や9日にフランスで開催される「ガザをめぐる国際人道会議」などの機会をはじめ、あらゆる外交的手段を用いて、当事国、国連安全保障理事会、中東カルテット（国連、米国、ロシア、EU）、或いはアラブ諸国が歩調を合わせて調停に乗り出すよう働きかけるなど、一刻も早い停戦に向けた日本政府としての最大限の外交努力を求めます。その際、下記の点にも言及されることを望みます。

- ① 紛争当事者への国際人道法遵守の要求、特に民間人・民間施設への攻撃、病院・医療従事者・難民キャンプへの攻撃を即時停止すること
- ② 人質の早期解放の要求

2) 人道物資のアクセスの緊急確保、および人道支援の拡大に向けた人道支援回廊の設置と安全性の確保

ガザの人々の命にとって必要な水、電気、その他生存に必要な物資はほとんど底をついているとされ、人道支援物資の無制限でのアクセスを確保することが緊急に求められています。UNRWAをはじめとする国際機関および日本のNGOは、10月7日以前からガザ地区を含むパレスチナでの支援活動を行っています。ガザ地区においては、これまで日本国が長年に渡り支援してきた成果が破壊的な損失を受けています。そのため、現状の物資搬入に加え、ガザ地区への早急な救援物資の搬入や人道支援関係者の安全な入域、ガザ地区内での支援活動を実現、あるいは既に実施されている支援を拡大するための「人道支援回廊」の設置が望まれます。

また、支援対象地域のひとつであるヨルダン川西岸地区では以前に増して、ユダヤ入植者によるパレスチナ人への攻撃や誘拐などが頻発しており、検問所や地区内の道路もたびたび閉鎖されています。その結果、通常の支援活動も影響を受け、一部の事業地に支援が届けられない状況が発生しています。

パレスチナ全域での迅速かつ確実な人道支援の実施が可能になるよう、即時停戦とともに人道支援回廊の設置を含む支援活動および支援従事者の安全性確保に対して、関係各所への働きかけを要請します。

私たちは日本政府に対し、双方の政府や関係各所に今すぐ暴力の連鎖を停止するよう具体的な働きかけを行うこと、そして現地で人道支援を行うNGOや国際機関が危機的状況にある現地の人々に対して速やかに緊急支援などを開始できるような後押しを行うことを、再度強く求めます。

2023年 11 月 6 日

特定非営利活動法人国境なき子どもたち / 特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター

特定非営利活動法人パレスチナ子どものキャンペーン / 特定非営利活動法人パルシク

特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン / 特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ(五十音順)